

2019年度行政事業レビュー「公開プロセス」

**総務省所管府省共通情報システムの
一元的な管理・運営
(補足説明資料)**

2019年6月
行政管理局行政情報システム企画課

事業概要

事業の目的

各府省等が共通的に行う業務に係る情報システムを一元的に管理・運営することによって、当該業務を適切かつ効率的に実施し、ICTを活用した行政運営の合理化、効率化を実現する。

事業概要

以下の府省共通情報システムの一元的な管理・運営を行う。

①文書管理システム(電子決裁機能、行政文書ファイル管理簿調製機能等を提供するシステム)

②法令検索等システム(法令(憲法、法律、政令、府省庁令等)・閣議情報のデータベース及び法案等作成業務の支援システム)

※この他に予算規模が1億円未満のシステムとして政府情報システム管理データベースがある。

①文書管理システム(電子決裁システム)

【平成30当初予算8.8億円、補正予算2.5億円、令和元当初予算12.1億円】

- ✓ 決裁の自動回覧や、決裁履歴等関連情報の管理機能を提供。
- ✓ これにより、決裁に係る業務を迅速化・効率化。

②法令検索等システム

【平成30当初予算2.2億円、令和元当初予算2.8億円】

- ✓ 総務省によるデータベース等の一元的な運用・管理の下、各府省や国民・企業等に対して、検索機能を通じて法令データ等を提供。
- ✓ 法令データについては、各府省が、法制執務業務支援システム(e-LAWS)を使用して、成立・決定した法令情報の確認及び認証を行い、同システムが保有する法令データベースを更新。

※政府情報システム管理データベース

【平成30当初予算0.6億円、令和元当初予算0.6億円】

- ✓ 各府省が運用する情報システムに係る各種情報を蓄積・管理する府省共通のデータベース。
- ✓ 情報システムの設計・開発、運用・保守やセキュリティ対策支援、電子政府に関する企画立案等における基礎情報として活用。

- 電子決裁による業務効率化を全政府的に推進するため、電子決裁のシステムを政府全体で共通して使用するものとして、総務省行政管理局が整備し、各府省に提供（平成21年3月運用開始）。現在、28機関36.6万人が利用（国会、裁判所、会計検査院も利用）
- 本システムの整備に当たっては、業務の標準化・共通化を実施（機能・ワークフロー・帳票類等の標準化・共通化を実施）
- 現在、電子決裁移行加速化方針を踏まえ、新システムの整備（令和4年1月運用開始）に向けた検討を実施

電子決裁機能

組織における意思決定工程を電子化

Before

担当職員による
決裁の持ち歩き

起案者・決裁者を拘束

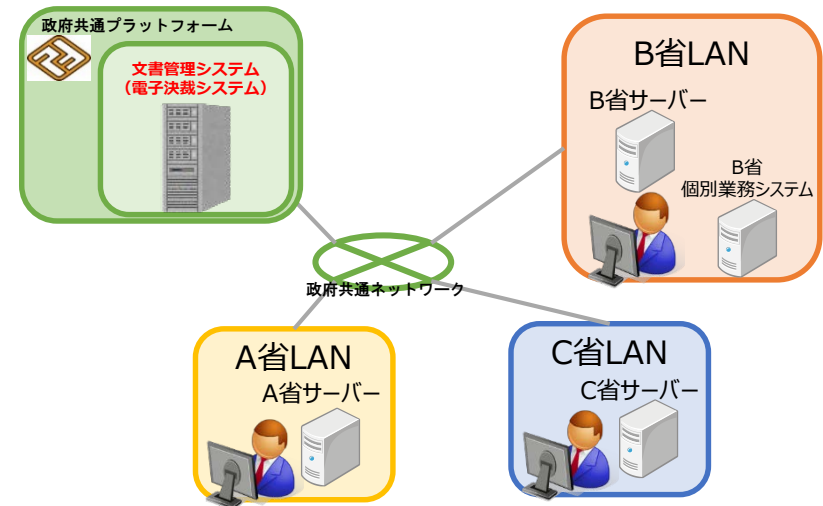
決裁文書は書棚等で保管

After

回覧先へのメール通知・
自動回覧・督促

決裁者が都合のよいときに
確認・決裁

決裁履歴と合わせて保存・管理
検索、利活用が容易



予算額の推移（平成29～令和元年度当初予算）

区分	平成29年度	30年度	令和元年度
合計	3.7	8.8	12.1
現行システム（R2.10運用終了）	3.7	4.4	4.1
OSバージョンアップ [○] （R2.10運用開始）	—	4.4	6.5
新システム（R4.1運用開始）	—	—	1.5

「電子決裁移行加速化方針」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)のポイント

1. 文書管理システム(総務省が各府省に提供する電子決裁システム)の改修

(1) 決裁終了後の文書修正禁止

⇒内閣府が定めるルールを、速やかにシステムに反映(決裁後の文書修正ができないよう改修)★H30.8 措置済み

(2) 一部の決裁について電子決裁への移行のために付加すべき機能等(例:閲覧者の限定、府省をまたぐ決裁)

⇒システム改修等により令和元年度中に対応

※1決裁当たりのファイル容量の増やボタンの表記の変更など改修で対応するもの、研修やマニュアルの改定など運用改善で対応するもの、新システムに向けて機能追加を検討するものに整理の上、対応・検討中

2. その他電子決裁の推進

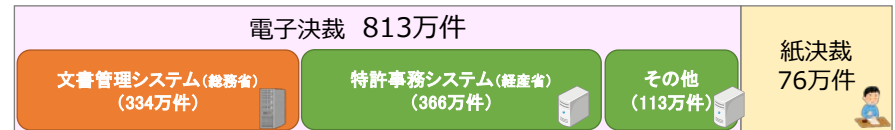
○各府省における平成28年度の決裁文書は、**889万件**

※ただし、下記の(2)～(4)のような

電子決裁可能なシステム・端末が整備されていないもの等は件数外

【現状】電子決裁率91.4%。(平成28年度)

【今後】システム整備等により、電子決裁化を推進。



(1) 国民からの申請等に基づく決裁(資料の提出が紙で行われるもの)(例:補助金・許認可申請)

⇒デジタル・ガバメント実行計画に基づく「**手続オンライン化**」「**添付書類の撤廃**」を進め、これに合わせて電子決裁化。

(2) 業務システムが文書管理システムに接続せず、独自の決裁機能も持たない業務(例:外務省、防衛省等の業務システム)

⇒独自の電子決裁システムの整備又は文書管理システムへの接続を検討。(ただしセキュリティ確保が優先)

(3) 現場職員に端末が配備されていない又は安定的なネットワーク環境がない業務(例:自衛官、海上保安官、刑務官等)

⇒業務の効率化に資する場合には、端末配備等を行って電子決裁化。

(4) 会計関係業務(例:契約書、請求書等、紙の書類に基づく業務)

⇒官庁会計システム等と連携する電子決裁基盤を構築し、電子決裁化。(令和3年度目途)

※進捗状況は、デジタル・ガバメント実行計画に基づく各府省「中長期計画」の改定・フォローアップの一環として把握。

法令検索等システムの概要

(令和元年度当初予算：2.8億円)

法令検索等システムは、法制執務業務支援システム(e-LAWS)、閣議情報検索システム、e-LAWS法令検索及びe-Gov法令検索の4つの情報システムの総称であり、政府内で一元的にデータベース化した法令等の情報を、24時間365日、各府省の職員や国民・企業等に提供するなどしている。

<経緯>

- ・昭和54年4月から各府省に対して法令検索システムの提供を開始(当時は専用端末からのみ)
- ・平成11年1月から霞が関WAN(現:政府共通ネットワーク)経由での提供開始(各省LANに接続する各職員のPCから検索可能)
- ・平成13年4月から、インターネット(e-Gov)を通じて、法令データを広く一般に提供
- ・平成28年10月から、一連の法案等作成業務を支援する「e-LAWS」を開発し、各府省において本格運用を開始
- ・平成29年6月から、e-LAWSで担当府省が整備した法令データを提供

◇法制執務業務支援システム(e-LAWS)

各府省が法案等(改め文、新旧対照表、参照条文等)を作成する一連の業務を支援する情報システム

◇閣議情報検索システム

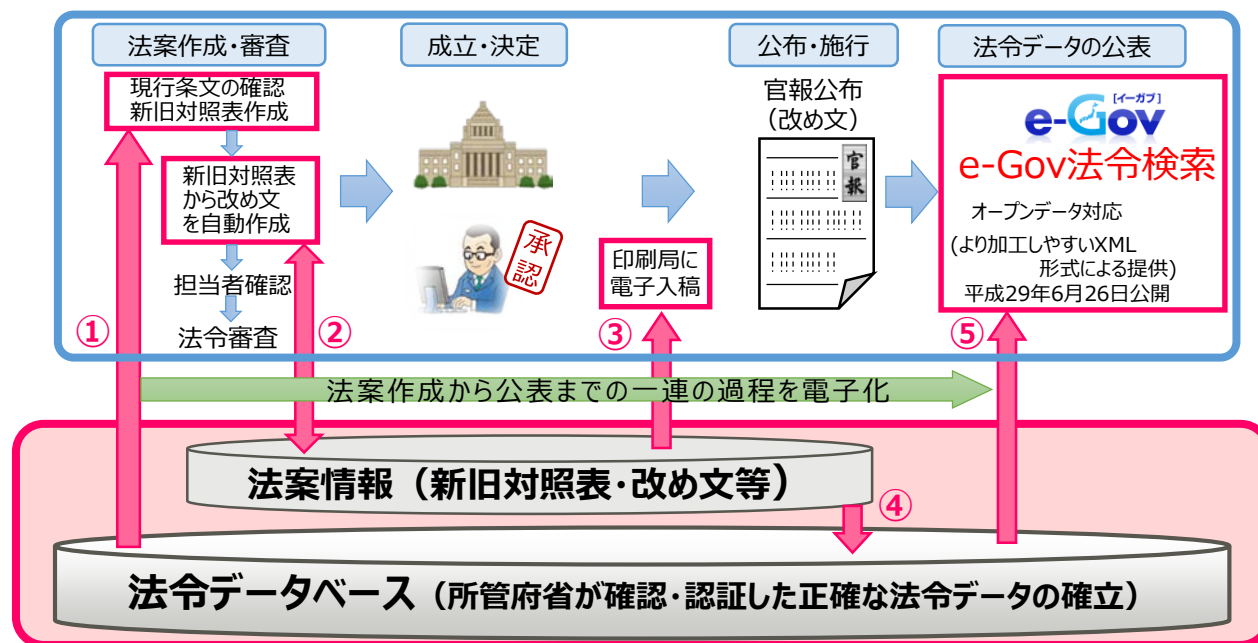
閣議決定、閣議了解、閣議報告等の件名や資料内容を検索することができる情報システム

◇e-LAWS法令検索

各府省が整備・確認した法令データを任意の用語で検索することができる情報システム(用語出現順を指定した条文検索も可能)

◇e-Gov法令検索

各府省が整備・確認した法令データを任意の用語で検索することができる情報システム(XML形式でダウンロードすることも可能)



e-LAWS



利便性の高い機能・正確かつ迅速な法令データの提供

①利便性の高い機能の提供・・・国民等からの意見・要望を踏まえ、以下の対応等を実施

○二次利用が容易なオープンデータとして提供

- ✓ 法令データをXML形式で提供（「法令標準XMLスキーマ」により「文法」を定義し、機械判読可能なデータを提供）
- ✓ 同時に、二次利用をしやすいするためのAPIや、バルク機能（XML一括ダウンロード機能）も提供

…外部アプリケーションから直接、法令データを入手できるAPIを提供することにより、必要な法令データを容易に入手可能。また、約8000法令の全てのデータを10年単位で約10分割することにより、10回のアクセスで全法令データを入手可能。

二次利用の例

- ・マイ六法
（自分の業務等に必要な法令データだけを集めた法令集）
- ・官報、英文法令、条例等
他のデータとの連携
- ・研究用途として活用
構文解析
定義語抽出（目的、罰則規定等）
条文内容の履歴解析 等

②正確な法令データを迅速に提供

- ✓ e-Gov法令検索運用開始前は月1回の更新だったが、e-Gov法令検索運用開始（平成29年6月）後は、各府省において、法令データを確認し、毎日更新

※例えば税法など特定時期（年度末等）に膨大・複雑な改正（既に公布されている改正法令の改正など）が行われる法令については、正確な法令データを提供するため整備に時間を要する等、即時提供には限界あり。

→ 次期システム（令和2年10月予定）においても、国民・各府省等からの意見・要望を踏まえ、ユーザビリティを向上すべく検討中。

政府情報システム管理データベース(ODB)の概要

令和元年度当初予算
0.6億円

- 政府情報システム管理データベース(ODB: Official information system total management DataBase)は、政府におけるITガバナンス強化、セキュリティ対策支援等を目的として整備されたシステム。(平成25年度運用開始)
※『情報セキュリティ2012』(平成24年7月4日 情報セキュリティ戦略会議)
(ウ)政府情報システム管理データベースの整備(内閣官房及び総務省)
各府省庁の情報システムを把握するため、情報資産台帳をデータベース化し、政府全体を通じたリスク評価、脆弱性の検出等に利用可能な「政府情報システム管理データベース」を整備・管理する。
- 各府省が運用する政府情報システムに係る各種情報について、情報システム資産台帳として個別に利用するだけではなく、内閣官房IT総合戦略室、NISC及び行政管理局が政府横断的に把握可能となるよう、体系化・標準化した形で一元的に蓄積・管理している。
(平成31年3月現在1,827システム登録:スタンドアロンシステム、子システム等含む)
- 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(平成31年2月25日 CIO連絡会議決定)において、総務省は各府省に対し、政府情報システムに関する基本情報、予算情報、システム構成、運用及び保守情報等を掲載する情報システム台帳及び情報資産台帳としての機能を有するODBを提供し、PMOはODBへの登録を行えるよう準備することとされ、また、情報システムIDの取得及び工程レビューの登録はODBを利用することとされている。

セキュリティ対策

- サイバー攻撃を未然に対処するために、脆弱性のあるシステムの検出に活用
- 災害発生、システムトラブル等の緊急対応の体制の管理に活用

IT投資管理

- IT投資の重複排除に活用
- 投資計画、調達計画の策定、設計・開発時等における工程レビューに活用
- 情報システムの投資スケジュールの立案に活用
- ライセンスの一元的な管理に活用

システムの合理化

- 政府全体を通じたシステムの連携・統合、システム設置施設の集積・再配置等に活用
- 政府共通プラットフォームへの移行の検討に活用

政府情報システム 管理データベース(ODB)



各種情報の提供

【基本情報】

- ・ 業務概要、機能、担当者情報、システム構成、プロジェクト進捗状況、運用情報など

【調達関係情報】

- ・ 調達計画、調達仕様書、落札情報など

【セキュリティ関係情報】

- ・ セキュリティ要件、ソフトウェアライセンス情報など

各種機能の提供

統計・検索機能の提供

各種情報の登録・更新

内閣官房IT総合戦略室

工程レビュー、企画立案等に活用

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター

セキュリティ状況の把握、政策立案等に活用

総務省行政管理局

データ閲覧・集計等、各府省の状況を踏まえ、政府情報システムの企画立案等に活用

各府省PMO

(PJMOを管理する府省内全体組織)

データ閲覧、工程レビュー等を通じて省内状況を把握、省内の総合的な投資、資産台帳、ライセンス等の管理を行い、統廃合、投資計画等について検討

各府省PJMO

(個別プロジェクトを推進する組織)

基本情報、予算額、調達情報等、各種情報を登録し、情報システム資産台帳として活用。工程レビュー、プロジェクトの適正管理等に活用